

松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針

平成 24 年 3 月改正
令和 2 年 3 月一部改正
令和 4 年 3 月一部改正

1 趣旨

松くい虫被害の原因となるマツノマダラカミキリは、マツ衰弱木や、健全な伐採木、その枝条にも産卵するため、伐採木等を林内に放置するとカミキリの生息密度が増加し、松くい虫被害（マツ材線虫病、以下被害という。）の拡大を助長する恐れがある。このため、アカマツ林における除・間伐等の伐採を伴う施業についての指針を定め、伐採木の適切な処理による被害拡大防止と健全なアカマツ林の育成を推進する。

2 地域区分

松くい虫被害レベルマップを基に作成した松くい虫被害地域を下表のとおり区分する。

地域区分	被害レベル	適用条件
先端地域	激害 拡大	被害市町村の標高 900m 以下で拡大・激害のメッシュを中心に 2km（4メッシュ）の区域とし、標高 900m の等高線を含むメッシュがある場合は、そこまでとする。
一般地域	微害 未被害	被害市町村の標高 900m 以下で先端地域に含まれない未被害及び微害メッシュの区域
非対策地域	900m 以上	標高 900m 以上の区域及び未被害市町村

3 施業指針

除・間伐、主伐、土木工事等の施工に伴う支障木の伐採等アカマツ林の伐採を伴う施業に当たっては、原則として以下のとおり実施することとする。

なお、皆伐を実施する場合は、アカマツ以外の樹種をできる限り残すこととし、必要に応じて排水等の防災施設を設置し、災害防止に努める施業を行うこと。（参考図書：平成 27 年 3 月長野県林務部発行「皆伐施業後の更新の手引き」）

(1) 先端地域

ア 搬出して利用する場合

(ア) 6月から7月まで

マツノマダラカミキリのマツからの脱出時期であり、伐採を伴う森林施業は行わないこと。

ただし、伐採現場近隣に中間土場を設け、速やかに破碎等できる場合は、この限りでない。

(イ) 8月から9月まで

マツノマダラカミキリの活動時期であり、伐採を伴う森林施業は行わないこと。

ただし、翌年の脱出時期までに、破碎等の処理が確実に行われる場合に限り、伐採し原木の移動を可能とする。

(ウ) 10月から翌年の5月まで

樹脂の滲出が正常であり、未被害木であることが確認できたもののみを搬出・利用する。

ただし、未被害木であることが確認出来なかったものについても、翌年の脱出時期までに、破碎等の処理が確実に行われる場合に限り、原木の移動を可能とする。

イ 林地に残すもの

残材、直径3cm以上の枝条については、産卵源とならないよう速やかに「はく皮」、「破碎」、「シート被覆」、「焼却」、「覆土(15cm以上)」のいずれかの処理を行うこと。

一方、残材や枝条の処理費用が除間伐の推進に影響し、マツノマダラカミキリの産卵源となる被圧木や雪折れ木が残置されるケースが見られる。

そこで、こうした産卵源などの発生を防ぐため必要な場合には、それぞれの地域における被害の発生状況や気象条件等を勘案し、先端地域及び一般地域における被害拡大防止に配慮した上で、各地域における松くい虫被害対策協議会等の合意形成をもって、除間伐における残材や枝条等の処理に対する地域独自の基準を設定することができるものとする。

(2) 一般地域

ア 施業について

(ア) 6月から7月まで

ヤニの漏出が良好でない丸太の破碎等の処分を行える中間土場が近隣にある場合又は伐倒駆除が適切に行われる場合伐採できる。

(イ) 8月から9月まで

マツノマダラカミキリの活動時期であるが、翌年の脱出時期までに、破碎等の処理が確実に行われる場合に限り、伐採し原木の移動を可能とする。

(ウ) 10月から翌年の5月まで

樹脂の滲出が正常であり、未被害木であることが確認できたもののみを搬出・利用する。

ただし、未被害木であることが確認出来なかったものについても、翌年の脱出時期までに、破碎等の処理が確実に行われる場合に限り、原木の移動を可能とする。

イ 林地に残すもの

3- (1) -イに準ずる。

(3) 非対策地域

通年を通して、伐採、丸太での輸送ができるが、被害木等が発見された場合は、適正に処理すること。

4 アカマツ材の移動の監視

先端地域、一般地域からのアカマツ材を、非対策地域及び未被害市町村へ移動する場合には、被害拡大防止のため、原則として森林病虫害等防除法第6条の1に定める森林害虫防除員の確認を得ること。

5 マツノマダラカミキリの活動期間について

マツノマダラカミキリの羽化脱出時期は地域により異なり、活動期間も長期傾向にあることから、地域ごとの有効積算温度に基づく発生予察等を参考に、各地域における松くい虫被害対策協議会等の合意形成をもって、施業時期に関する地域独自の基準を設定することができるものとする。

付則

- 1 この指針は、令和2年4月から適用する。
- 2 この指針は、令和4年4月から適用する。

被害レベルマップを基に作成された地域区分別の施業指針（要約版）

地域区分※1	被害レベル	適用条件	伐採			移動			林地残材 枝条処理
			6月～ 7月	8月～ 9月	10月～ 翌年の5月	6月～ 7月	8月～ 9月	10月～ 翌年の5月	通年
先端地域	激害 拡大	被害市町村の標高900m以下で 拡大・激害のメッシュ※2を中 心に2km(4メッシュ)の区域 とし、標高900mの等高線を含 むメッシュがある場合は、そ こまでとする。	△	○※4	○※4	▲	●※4	●※4	★
一般地域	微害 未被害	被害市町村の標高900m以下で 先端地域に含まれない未被害 及び微害メッシュの区域	□	○※4	○※4	■	●※4	●※4	★
非対策地域	900m 以上	標高900m以上の区域及び未被 害市町村※3	○	○	○	●	●	●	☆

※1：被害レベルマップに基づき決定

※2：メッシュ一辺の長さは500m

※3：未被害市町村であっても、先端地域及び一般地域に含まれる部分は制限を受ける

※4：翌年度のカミキリ脱出の時期までに破砕等の処理が可能な場合に限る

○：伐採できる

□：ヤニの漏出が良好でない丸太の処分を行える中間土場が近隣にある場合又は伐倒駆除が適切に行われる場合伐採できる

△：伐採現場近隣に中間土場を設けられる場合伐採できる

●：丸太輸送できる

■：ヤニの漏出が良好な丸太は、丸太輸送できるが、被害木又はヤニの漏出が良好でない丸太は近隣の中間土場で破砕したものに限り

▲：伐採現場近隣の中間土場で破砕したものに限り

★：原則3cm以上の枝条、林地残材については、シート被覆等の処理を行うが、地域協議会等の合意形成により地域独自基準も可能とする

☆：シート被覆等の処理を推奨するが、地域協議会等の合意形成により地域独自基準も可能とする

注：マツノマダラカミキリの活動期間（6月～9月）について

マツノマダラカミキリの羽化脱出時期は地域により異なり、活動期間も長期傾向にあることから、地域ごとの有効積算温度に基づく発生予察等を参考に、各地域における松くい虫被害対策協議会等の合意形成をもって、施業時期に関する地域独自の基準を設定することができるものとする。